年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

島根国民年金 事案 226

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から同年7月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年7月まで

昭和 57 年4月の結婚後も継続して国民年金保険料を自治会集金により 納付していた。自営業の夫と共に集金に来た役員に納付しており、申立期 間のみ未納になるはずが無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、 国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付しており、さらに、すべて の納付期間において付加保険料も納付済みとなっている。

また、同時に納付していたとする申立人の夫も申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったと推測できる。

さらに、同居していた申立人の義母も、申立期間を含め未納が無く、昭和49年4月以降は付加保険料を納付しており、納付意識が高い家庭であったとみられる。

加えて、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和 57 年4月1日資格喪失、同年8月1日資格取得となっているが、資格喪失をする理由が見当たらず、申立人の所持する国民年金手帳には当該資格取得及び資格喪失の記録は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を併せて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和58年5月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、昭和57年9月は22万円、同年10月から58年4月までは24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月26日から58年7月31日まで

昭和56年9月7日からA事業所で勤務していたが、57年9月に同事業所が倒産後、引き続き同族会社であるB事業所で59年3月26日まで勤務していた。

厚生年金保険の加入記録は、A事業所では昭和56年9月7日から57年9月25日までであり、B事業所では58年8月1日から59年3月26日までとなっており、両事業所での厚生年金保険の加入記録が途切れている。

両事業所では連続して勤務しており、申立期間当時の給料支払明細書等により厚生年金保険料も控除されていたことが分かることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業所における源泉徴収票、給与支払明細書及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間のうち昭和57年9月25日から58年5月31日までA事業所に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では57年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所名簿の記録によれば、A事業所は昭和57年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされている。また、被保険者原票によれば、申立人及び同僚13名は昭和58年6月2日に健康保険被保険者証を返納した記録があることから、同年6月ごろ、57年9月25日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失処理が行われたものと判断される(事業主も、昭和57年9月25日にさかのぼって資格喪失と記録されている)。加えて、申立人及び同僚13名は、当該資格喪失日以降の同年10月の定時決定の記録が取り消されていることも確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から昭和57年9月時点で事業主も含めて13名が在籍していたことが確認できる。

以上のことから、昭和57年9月以降も、同事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを、総合的に判断すると、申立人について、昭和57年9月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、源泉徴収票、給与支払明細書及び雇用保険の記録から判断して、雇用保険の資格喪失日である58年5月31日とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、昭和58年5月31日から同年8月1日までについては、B事業所が作成した源泉徴収票にも厚生年金保険料控除がうかがわれる記載は無く、また、給与明細書等の資料は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、標準報酬月額については、社会保険事務所管理の被保険者原票等によれば、昭和57年4月の随時決定額が22万円、後日取り消された57年10月の定時決定額が24万円と確認できることから、57年9月は22万円、同年10月から58年4月までは24万円とすることが妥当である。

島根国民年金 事案 225

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、48 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 9 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで

② 昭和48年4月から51年3月まで

③ 昭和60年4月から平成9年2月まで

申立期間のうち、B地区(A市区町村)に住んでいるときはA市区町村役場の窓口に持参して、C地区(A市区町村)に住んでいるときは自治会の集金により、それぞれ国民年金保険料を納付していた。年金記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B地区(A市区町村)に住んでいるときは、A市区町村役場の窓口に持参して国民年金保険料を納付していた。」としており、A市区町村が保管する資料によると、申立人は申立期間①及び②はB地区(A市区町村)、申立期間③のうち平成2年9月18日から3年3月7日まではB'地区(A市区町村)、同日以降はB地区(A市区町村)にそれぞれ居住していることが確認できるが、申立人から聴取しても、「B地区(A市区町村)では自治会の集金が無かったので、市役所窓口で国民年金保険料を納付したと思うが、どのように支払ったかあまり覚えていない。」と回答しており、納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、「C地区(A市区町村)に住んでいるときは、自治会の集金により国民年金保険料を納付していた。」としており、A市区町村が保管する資料によると、申立人は申立期間③のうち平成2年9月18日までC地区(A市区町村)に居住していたことが確認できるが、A市区町村では、申立期間③における国民年金保険料の納付組織の設置状況等について、「資料が残っておらず、不明である。」と回答しているほか、申立人から聴取しても、「当時の町内会の会長は既に故人であり、ほかに証言を得られる人もいない。」としてお

り、納付状況について確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は長期の未納期間が見受けられる(国民年金被保険者期間 431 か月のうち、納付済期間 3 か月、申請免除 168 か月、未納期間 260 か月)ほか、申立人の妻(申立期間の一部においては申立人と同居していない期間が見受けられる。)も、申立人と同様に長期の未納期間が見受けられる(国民年金被保険者期間 385 か月のうち、納付済期間 3 か月、申請免除 215 か月、未納期間 167 か月)とともに、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納であり、申立期間③の国民年金保険料は未納又は申請免除の期間となっていることから、申立人及びその妻は共に国民年金保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から33年2月1日まで

申立期間と昭和38年2月26日から40年5月22日までは、A事業所に 勤務していた。厚生年金保険の記録は、昭和38年2月26日から40年5 月22日までは被保険者期間となっているが、申立期間は被保険者期間と なっていない。

申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人は昭和38年2月26日に厚生年金保険の資格を取得し、40年5月22日に資格を喪失していることが確認できるが、このほかに申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和32年7月1日から厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、40年12月22日に全喪しており、事業主の連絡先も確認できないことから、申立期間における厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、被保険者名簿の記録から、申立期間に係る同僚7人の連絡先を確認するも不明であり、申立期間における勤務の有無及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から44年7月1日まで 私は、昭和37年3月にA事業所に入社後、51年11月まで継続して勤務 した。申立期間前後の期間は厚生年金保険に加入しているのに、申立期間だ け未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、雇用保険被保険者記録及び同事業所の雇用証明書により確認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、申立人と資格取得日(昭和37年3月1日)が同じである厚生年金保険被保険者31人は、申立人と同様に、昭和37年10月1日に資格を喪失していることが確認でき、同事業所は、同日に健康保険を政府管掌から国民健康保険組合に変更(社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿の記録による。)した際、何らかの意図をもって従業員の多くを日雇労働者として扱い厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたものと推認できる。

また、A事業所は、当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者もいないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

さらに、申立人と同様に昭和37年10月1日に資格を喪失している同僚から も、申立てに係る証言等を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から52年9月1日まで 私は、昭和43年4月にA事業所に入社後、52年9月まで継続して勤務した。申立期間について厚生年金保険が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、雇用保険被保険者記録により確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、A事業所は昭和29年3月1日に社会保険の適用事業所となったが、37年10月に健康保険を政府管掌健康保険から国民健康保険組合に変更(社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿の記録による。)している。

その際、現場作業員の多くを日雇労働者扱いとして厚生年金保険の資格を喪失させたとみられ、申立人より数年早く入社した同僚もすべて昭和 37 年 10 月に資格喪失しているところ、一部の者は、その後、資格を再取得している状況が確認できる。また、当該事業所における再取得をさせる者及び再取得時期等は調査を行ったものの不明であることから、申立期間において事業主がどのような基準で被保険者資格を取得させていたかについては確認できないため、当該事業所においては入社と同時に一律に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

このため、昭和43年4月に入社した申立人は、当初から厚生年金保険の被保険者資格を取得することなく、健康保険のみ国民健康保険組合に加入していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録(健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票)において、申立人の氏名は確認できず、一方、同記録において整理番号の 欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。 加えて、A事業所は、当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者もいないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人自身の保 険料控除に関する記憶も曖昧である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 40年以上前の1か月から2か月(A事業所)

② 40年以上前の1か月から2か月(B事業所)

③ 1 か月から 2 か月 (C事業所)

④ 1か月から2か月(D事業所)

⑤ 1か月から2か月(E事業所)

⑥ 1か月から2か月 (F事業所)

(7) 1か月から2か月(G事業所)

⑧ 1か月から2か月(H事業所)

⑨ 1か月から2か月(I事業所)

申し出た各事業所について、社会保険事務所からいずれも年金記録が見当たらないとの回答書をもらったが、納得できない。申立期間について厚生年金保険の記録として訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人は申立期間以外にも40数か所における事業所において厚生年金保険の被保険者記録があり、記憶にある事業所名を申し立ているだけであることから、申立期間の特定ができない。それぞれの申立期間については以下のとおりである。

1 申立期間①について、A事業所に照会したところ、「昭和36年から勤務している事務職員(元同僚)に確認したが、申立人が在職していた記憶がかすかにある程度で、在職期間、雇用形態等の詳細については分からない。」と回答しており、申立人も申立期間①当時の同僚を記憶しておらず、また、社会保険事務所の記録等から被保険者であることが確認できた二人に照会したところ、申立人の氏名に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿等おいても、申立人の氏名は確認できず、一方、同名簿等において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、B事業所は、社会保険庁が保管する厚生年金保険適 用事業所名簿により適用事業所であることが確認できない上、法務局が保管 する商業登記簿にも該当する事業所が無く、商工会議所等関係機関で確認す るも実在が確認できないとともに、申立人も申立期間②当時の同僚を記憶し ておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

3 申立期間③について、C事業所に照会したところ、「昭和52年に当事業所が厚生年金保険に加入して以来の加入者全員の名簿を取得届の控え等により改めて作成して照合したが、申立人は存在していない。」と回答しており、申立人も申立期間③当時の同僚を記憶しておらず、また、社会保険事務所の記録等から被保険者であることが確認できた3人に照会したところ、申立人の氏名に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票等において、申立人の氏名は確認できず、一方、同原票等において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成6年6月4日から同年7月11日までの期間において、D事業所に勤務していたことは確認できるが、同事業所に照会したところ、「社長が病気につき、不明であるが、当社の社会保険の記録には綴ってありません。」と回答しており、申立人も申立期間④当時の同僚を記憶しておらず、また、社会保険事務所の記録等から被保険者であることが確認できた二人に照会したところ、申立人の氏名に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者オン

ライン記録において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、雇用保険の記録でも当該事業所における前述の期間以外の申立人 の加入記録は確認できない。

5 申立期間⑤について、E事業所は、「平成18年9月4日付けで破産事件となっており当時の資料は確認できない。」と破産管財人が回答しており、申立人も申立期間⑤当時の同僚を記憶しておらず、また、社会保険事務所の記録等から被保険者であることが確認できた3人に照会したところ、申立人の氏名に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票等において、申立人の氏名は確認できず、一方、同原票等において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

6 申立期間⑥について、F事業所は、社会保険庁が保管する厚生年金保険適 用事業所名簿により適用事業所であることが確認できない上、法務局が保管 する商業登記簿にも該当する事業所は無く、商工会議所等関係機関で確認す るも実在が確認できないとともに、申立人も申立期間⑥当時の同僚を記憶し ておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

7 申立期間⑦について、G事業所は、社会保険庁が保管する厚生年金保険適 用事業所名簿により適用事業所であることが確認できない上、法務局が保管 する商業登記簿にも該当する事業所は無く、商工会議所等関係機関で確認す るも実在が確認できないとともに、申立人も申立期間⑦当時の同僚を記憶し ておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

8 申立期間®について、H事業所に照会したところ、「過去10年間の記録しかなく、その間の在職期間は確認できませんでした。」と回答しており、申立人も申立期間®当時の同僚を記憶しておらず、また、社会保険事務所の記録等から同事業所に勤務していたことが確認できた二人に照会したところ、

申立人の氏名に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票等において、申立人の氏名は確認できず、一方、同原票等において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

9 申立期間⑨について、I事業所に照会したところ、「平成4年11月9日から同年11月24日までの勤務は確認できるが、当社が適用事業所となる前の期間であるため、被保険者としての適用の届けを提出していません。」と回答している上、申立人も申立期間⑨当時の同僚を記憶しておらず、また、社会保険事務所の記録等から被保険者であることが確認できた二人に照会したところ、申立人の氏名に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、雇用保険の記録でも当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

- 10 このほか、すべての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、 申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。
- 11 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から35年1月6日まで

昭和34年4月1日にA事業所本店に入社後、同年同月から同事業所B支店に勤務を命じられ、同年12月まで勤務した後、再び35年1月6日から本店で勤務している。同支店は、昭和34年10月20日にC事業所(会社設立時の名称はD事業所)として独立することになるが、同支店で勤務した申立期間については厚生年金保険には加入していない記録となっており、納得できない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてC事業所(社会保険新規適用時の名称はD事業所。以下同じ。)に勤務していたことは、同事業所で一緒に勤務していた上司及び同僚の証言等からうかがわれるが、同事業所は昭和35年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人の雇用保険記録では、申立期間は資料が無く不明(資料の保存年限経過のため)であるが、社会保険事務所の記録によると、昭和35年2月1日にA事業所の被保険者資格を再取得していること、及び34年10月15日に健康保険被保険者証が返納されていることから34年9月1日で同事業所との雇用関係及び同事業所における厚生年金保険の被保険者期間は終了しているものと考えられる。

さらに、C事業所(厚生年金保険の新規適用は昭和35年1月1日)の商業登記(昭和34年10月20日)時点の従業員数は当該事業所及び申立人の証言等により6名(A事業所ではない他事業所を退職後にC事業所の商業登記時に在籍していた同僚1名含む。)であるが、申立人と同じくA事業所本店から

C事業所に異動した申立人の元上司(2人)及び元同僚(2人)の計4人の厚生年金被保険者記録は申立人と同様、申立期間について厚生年金保険には未加入(A事業所本店の被保険者資格喪失は昭和34年9月1日、C事業所の被保険者資格取得は35年1月1日であり、いずれも申立人と同時期)となっているほか、申立人の元上司及び元同僚は、申立期間の厚生年金保険料控除についてはいずれも不明と回答している。

加えて、同時期にA事業所から独立したA事業所E支店(独立後の事業所名称はF事業所)の被保険者記録においても、独立した事業所の被保険者については社会保険の喪失手続が行われており、C事業所と同様に会社独立後の一定期間は社会保険の適用事業所ではなかったことから、適用事業所になるまでの期間は厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料控除が確認できる資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い。